

# 平成23年度 京都府予算に対する要望書

平成22年11月

NEW KOMEITO  
**公明党**



公明党京都府議会議員団

# 公明党京都府議会議員団



国本 友利

山口 勝

村井 弘

諸岡 美津

角替 豊

林 正樹

京都府知事  
山田 啓 二 様

平成23年度京都府予算編成に対する予算要望書

新たな地方自治の確立と安心・安全の京都府の構築を目指して！

リーマンショック以来、世界経済の落ち込み、円高による国内の不況は、未だ回復状況とはなっておらず、雇用不安も深刻な状況が続いている。外交においても、中国、ロシア、アメリカまでも安定した関係とはならず、国民の多くが、国内外の諸課題に不安や閉塞感を感じている。

先の参議院選挙では、昨年の政権交代の熱病ともいえる民主党勝利の結果から一転し、ねじれ国会での国政の不安定要素も拍車をかけている。また、地方においても、二元代表制たる首長と議会の関係、とりわけ、議会のあり方に厳しい眼が向けられており、我々、議員はより一層の議会活動、議員活動の改革・充実に向けての取り組みが求められている。

そのような状況の下、議会は付与されている権能の審議・議決機関としての役割を今まで以上に果たさなければならない。

その意味において、我々は、京都府における諸課題を的確に捉え、真に府民生活を守り、希望の持てる予算編成が成されていくことに注視し、生活現場での声を拾い上げた、様々な提案を受け入れるよう望むものである。関西広域連合もスタートし、広域行政の新たな展開が期待されると同時に、きめ細やかな施策の展開が求められている。

本年4月に三期目の当選を果たされた山田知事におかれては、マニフェストで掲げられた公約を着実に実行していく責務は重要である。地方自治にあり方、地域主権のあり方が真に問われていく時代にあって、京都府のさらなる発展と安心・安全のまちづくりを推進していくためにも、府民目線に立った予算編成に着手すべきである。

よって、我々、公明党虚と府議会議員団は、新たな地方自治の確立と安心・安全の京都府の構築を目指して、次の予算要望を提示するものである。

山田知事におかれては、この予算要望を真摯に受け止め、予算編成に当たられることを強く要望する。

平成22年11月

公明党京都府議会議員団

団長 角替 豊

代表幹事 山口 勝

村井 弘

諸岡 美津

国本 友利

林 正樹

平成23年度予算書要望書提出について

平成23年度京都府予算に関する山田京都府知事に対する

公明党京都府議会議員団の予算要望書提出要綱

提出日：11月24日(水) 16:15～

提出場所：知事室

要望者：公明党京都府議会議員団

団長 角替 豊  
代表幹事 山口 勝  
村井 弘  
諸岡 美津  
国本 友利  
林 正樹

重点要望項目・・・・・・・・ 10項目

要望項目・・・・・・・・ 126項目

# 平成23年度予算要望重点10項目

**1.** 広域連関西合の参画にあたっては、府民生活の向上につながるものとして、観光、ドクターヘリの共同運航、感染症対策など、実効性ある施策を展開すること。

**2.** 依然として厳しい雇用環境に対応するため、新卒者の就業支援に取り組むこと。あわせて中小・小規模企業振興と雇用支援を一体として捉え、職業能力開発の支援策を拡充し、就労を確保するとともに正規雇用への転換を更に推進すること。

**3.** 府域観光の振興については、新たな観光資源の開発・発掘に努めるとともに、府域全体及び府域を超えた広がりのある観光振興に努めること。あわせて、滞在・体験型観光の充実に取り組むとともに、受入体制の整備にあっては府市協調による助成制度や規制緩和策を講じるなど積極的に推進すること。

**4.** うつ病の早期発見、治療、労災対策、勤労者や家事労働者の社会復帰プログラムの整備など、うつ病の総合対策を図ること。

**5.** 自殺対策の強化を図るため、相談体制の充実、自殺予防の啓発活動など、実効性ある施策を講じること。

**6.** 高齢者支援のために、成年後見人制度、地域福祉権利擁護事業を推進し、市町村および各関係機関への支援および、高齢者見守りネットワークの拡充を推進すること。

**7.** 子どもの医療費助成制度については入院通院とも中学3年生まで無料化をできるように一層の拡充を図るとともに、京都府としては国の制度としての実現を求めること。

**8.** 近年、多発するゲリラ豪雨等の洪水・浸水対策について、河川整備をはじめ、都市部における浸水対策、山間部における土砂対策など、ハード・ソフト面において、対応可能な対策を早期に実施するとともに、中長期にわたっての豪雨対策を講じること。

**9.** ますます深刻化する野生鳥獣被害対策については、防護ネットの整備などハード対策とともに、野生鳥獣のえさ場・隠れ場・棲家とならない集落づくりなどソフト対策を強化すること。あわせて、鹿肉・猪肉の有効活用や地域の特産品化などに取り組むこと。

**10.** ナラ枯れやマツクイムシなど森林害虫被害対策においては、被害の拡大を防ぐため、迅速な対策を講じるとともに、財政支援策を行うこと。

# 要望項目

## 行財政改革・地方分権

1. 政令市である京都市との、協働パネルを更に発展させ、府市協調を推進すること。
2. 厳しい財政環境の中で、自主財源の確保を図るなど、間断なき行財政改革を断行し、京都府の発展と府民サービスの向上に努めること。
3. 国・地方の税源配分を当面目標として5：5にすることを目指し、地方税源の拡充を図るよう国に強く要望すること。
4. 地方分権を推進するに当たり、国の出先機関の廃止・縮小等を求めるとともに、国から地方への権限と財源の移譲を国に対し要望すること。
5. 行財政改革の一環として、行政運営に民間手法を導入し、徹底したコスト削減を実施するため、E S C O (Energy Service Company) 事業の導入を図ること。
6. 府が設置し、管理及び管理委託する府施設については、その設置目的と利活用状況等を踏まえ、周辺施設との調整も考慮しながら、将来的な整理合理化も含め、施設ごとの戦略的なビジョンを策定すること。
7. 審議会・検討会等の設置・運営については、委員兼務数や年齢等の制限基準を設けるとともに、不活発なものについては整理合理化するなど、適宜見直しを図ること。
8. 森林・環境税などの法定外目的税の導入にあたっては、諸情勢を勘案し、慎重に検討を進めること。
9. 会計検査院から指摘された、不適切な支出については、地方側の立場を明確にするとともに、再発防止に努めること。

# 産業・雇用

1. 制度融資の効果的な執行にあたっては、制度の周知徹底を図るとともに、各関係機関との連携を強化し、相談者に対して親切かつ丁寧な相談・説明・手続きを行うとともに、迅速な対応を図ること。
2. 京都府の伝統・地場産業の振興のため観光・流通産業などと連携し、PRの強化を行い、更なる販路の拡大に取り組むこと。また、担い手確保、後継者育成を一層強化すること。
3. 府内中小企業の新たな振興を目指し、伝統産業と先端産業の融合や異業種交流を強化するため、中小企業技術センターの機能充実を図り、新商品開発や新産業創出に取り組むこと。
4. 伝統産業の振興に大きく寄与する道具職人等に対する支援と担い手育成の施策により一層取り組むこと。
5. 産学公の連携や、外国との交流事業をさらに発展させ、観光や産業など幅広い波及効果をもたらすコンテンツ産業の振興を図ること。
6. 中小・小規模企業の経営向上を図るため、商工会・商工会議所及び各中小企業団体の安定的運営と組織機能強化を支援するとともに、経営指導員の資質向上と待遇改善を推進すること。
7. 深刻化する経済情勢に対し、早急に実効性のある経済対策を国に求めること。あわせて、京都府として積極的に仕事づくりを進める中で、雇用拡大策を講じるとともに雇用のセーフティネットの強化を図ること。
8. 府内企業・事業所の高齢者雇用対策を充実するため、定年年齢の延長や再雇用制度の拡大など一層努めるよう働きかけること。また、高い能力と経験豊富な団塊世代の人材が活躍できる「シニアベンチャークラブ」を設置するなどして起業を応援すること。
9. 障がい者法定雇用率の達成以上に独自目標を掲げ、障がい者の実態に即した多様な雇用を拡大すること。
10. 『児休業制度』及び『介護休業制度』の普及・拡大のため、京都府内企業へ指導、啓発活動を強化すること。
11. 北部地域の産業振興のため、新たに整備・拡充された舞鶴港を活用し、金属加工などの技術集積の基盤を生かし、物流産業やものづくり産業の企業誘致と起業支援を積極的に進めること。
12. 中丹地域の産業振興のため、『京都新光悦村』事業の推進により、更なる企業誘致と起業支援を積極的に進めること。
13. 南部地域の産業振興のため、関西学術研究都市における産学公によるハイテクや環境などの分野で新産業の創出を図ること。

# 保健・福祉・医療

1. 薬物乱用を防止するため、教育機関における予防教育、地域社会における啓発活動を拡充するとともに、薬物依存者への治療・支援体制の強化を図ること。
2. 京都府におけるがん対策の方向性を示す条例及び具体的な計画を策定して施策の方向性を体系づけるとともに、がん検診率の向上による早期発見・治療の推進、緩和ケアの充実、がん登録の推進などを含む、総合的ながん対策を講じること。
3. 子宮頸がん予防ワクチンの接種事業については、接種率の向上を図ること。また、女性特有の子宮頸がん、乳がん検診の受診率向上を図るため、無料クーポン券、検診手帳などの事業継続を国に求めるとともに、検診体制を充実強化すること。
4. 小児科・産婦人科をはじめとする医師不足対策を強化し、安心して医療を受けられる体制整備を図ること。
5. ドクターヘリ、ドクターカーの導入などを通じた救命救急体制の充実強化を図ること。その際、関西広域連合を活用し、府県域をまたぐ広域での体制構築も視野に入れること。
6. 国民健康保険料負担の軽減を図るため、国に対して支援の強化を求めるとともに、市町村に対する補助金の増額を図ること。更に低所得者に対し、市町村の行う保険料自己負担の減免措置への支援策を講じること。
7. 福祉と医療の谷間で、厳しい状況におかれている高次脳機能障がい者および、自閉症・発達障がい者(児)支援のために実態調査や、京都府独自の支援策の充実を図ること。
8. 深刻化する児童虐待に対し、児童福祉士をはじめとする、ソーシャル・ワーカーの人材育成・確保に努めるとともに、児童相談所の拡充・こどもシェルター、一時避難所など児童養護施設の拡充に努めること。
9. 増加傾向にある不妊治療において、保険適用の実施を国に強く働きかけるとともに、府としても公費助成を更に拡充すること。
10. 難病指定の条件を満たしている特定疾患を難病指定にするよう国に働きかけるとともに、京都府独自でも年齢制限の撤廃など救済措置の拡充を図ること。
11. シックハウス症候群をはじめとするアレルギー症対策を推進するとともに、化学物質過敏症などの専門的な診断・治療が行えるクリーンルームの整備を図ること。
12. 介護保険サービスの基盤整備を一層進めるとともに、地域間格差の是正に努めること。
13. 高齢者の介護サービスの実態を把握するとともに、待機高齢者が深刻化している、特定養護老人ホームおよび、老健施設、小規模グループホームの増床を図ること。
14. 在宅介護サービスにおいては京都府と市町村が連携し、地域包括ケアシステムの確立による24時間体制の医療・介護・福祉サービスの提供を図ること。
15. 介護従事者が安心して継続的に働けるよう、賃金引き上げやキャリアアップ支援などの更なる処遇改善を国に求めるとともに、京都府の支援策を強化すること。



16. 府民の健康維持・増進にとって欠かすことのできない歯の健康に対して、8020運動を効果的に推進するとともに、8005という厳しい現状を脱却するための、抜本的な対策を講じること。
17. 母子の健康に影響を与える歯周病を予防するため、妊婦の歯科検診に更なる財政支援を行うこと。
18. 小学生歯科医療費の公費負担を実現するための助成制度と不正咬合の矯正治療費の助成制度を創設すること。
19. 10代の心と体の変調に適切に対応する、思春期外来の設置拡大の推進を図ること。
20. 女性専用外来の整備促進のため、女性医師・医療従事者の育成・確保を含む支援策の拡充を図ること。
21. 小児細菌性髄膜炎については予防に有効なヒブワクチン接種および、小児肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を国に求めるとともに、京都府においてはワクチン接種の助成制度を創設すること。
22. 保育所ニーズの増大と多様化に対応するため、延長保育・夜間保育・緊急一時保育・ターミナル保育等を一層拡充するとともに、公私間格差の解消に努めること。
23. 内部障がい者への社会的理解を促進し、パーキングパーミット制度の導入など社会参加のための施策を講じること。
24. HTLV-1（ヒトT細胞好性ウイルスI型）について、正しい知識を普及するとともに相談体制の充実を図ること。また、抗体検査については妊婦健診時の標準的な検査項目となることから、その費用負担の継続を国に求めるとともに、府として母乳を介した母子感染を防止するための情報提供を行うこと。

# 安心・安全

1. 大地震対策の強化・充実を更に図ること。
  - ① 要援護者リストの登録推進を図り、高齢者、障がいのある方、子どもの災害時における避難対策の強化を講じること。
  - ② 各市町村と連携を図り、住宅耐震化制度をより一層拡充し、ハード・ソフト両面で地震災害に強いまちづくりに努めること。
2. 安心で安全な、そして災害に強い京都府づくりのために、地域防災計画の推進を図り、「広域防災拠点」（当面北部、中部、南部）の設置等、積極的に取り組むこと。
3. 大規模災害や重大事案の発生に際して、被災者の安心・安全を確保するため、各避難所において、飲用水・食糧・その他の資材の備蓄を行うとともに、その充実を図ること。
4. 災害時における事業継続を定める事業継続計画（BCP）に関し、中小・小規模事業者における策定が進むよう、関係団体とも連携を図りながら、その推進に取り組むこと。
5. 災害情報の伝達システムの向上を図り、災害現場の最前線への速やかな情報伝達体制の整備と避難措置が円滑に行われる体制の強化を図ること。
6. 災害ボランティアへの支援策を強化し、災害現場での活動が円滑に進むシステム構築をより一層強化すること。
7. 振り込め詐欺や金融商品詐欺など悪質な商品販売の被害防止のため、府民啓発や相談体制を強化するとともに、摘発検挙に努めること。
8. ひったくり・恐喝等少年犯罪の凶悪化・集団化に対し、徹底検挙を目指し、体制の強化を図ること。
9. 警察と地域との連携の下に、犯罪や事故の死角となる区域や危険箇所の総点検などを速やかに実施し、その改善を図ること。
10. 交番所の統合施策は、パトカーなどの機動的な出動や警邏活動の強化が重要な観点であることから、府警察本部・警察署の連携で、その体制整備を急ぎ進めること。
11. 子どもが安心して生活ができる地域づくりを推進するため、スクールガードの配置、防犯カメラの設置等、地域の特性に応じた体制整備を図ること。
12. 自転車利用の安全をはかるため、携帯電話の利用や傘差しなどによる自転車事故を抑制する、安全運転教育の充実に取り組むこと。あわせて、自転車事故に対し、保険加入などの啓発に努めること。
13. 市町村が行う消防団員の要員確保を支援するため、待遇改善に努めるとともに、地域・職域消防隊の創設など、効果的な支援策を講じること。あわせて、自主防災組織の充実強化を図ること。また、消防団員の国籍条項については、実情を踏まえ撤廃を図ること。
14. 原子力発電所の耐震強化など、安全体制・防災対策の一層の充実と連絡体制の強化を図ること。あわせて、プルサーマル計画の実施については安全性・経済性などの観点から慎重な姿勢を堅持し、自主的・主体的な対応を進め、京都府民の安心安全を確保するために万全を尽くすこと。

15. 食の安心安全を確立するため、食品検査体制、監視・指導体制、相談体制等、総合的な食の安心安全対策を講じること。また、「食の安心安全政策監」を設置するなど、全庁的な対応体制の強化を図ること。
16. 全国的に相次ぐ海難事故については、府内海域における事故防止のため、航行関係者に安全対策、無事故操業の実施のための啓発活動を行うこと。

# 教育・文化

1. 高校授業料無償化の実施・修学支援制度の発足に伴い、危惧される「新たな格差」を注視し、効果的な対策を講じること。
2. 民族学校等の在日外国人学校に対する助成措置の充実に一層努めるとともに、施設の耐震化においても、その支援を図ること。
3. 定時制・通信制の再編整備については多様な教育の観点から、そのニーズを的確に捉え、時代に即したものとなるよう努めること。
4. 教職員の資質向上を図るため、養成から採用、研修に至る総合的で一貫性のある取り組みを一層推進すること。
5. 「文字・活字文化振興法」にもとづき、図書館の整備及び図書館司書または司書教諭の配置を促進すること。
6. インターネット等を通じた犯罪やいじめを抑止するために、情報モラル教育の推進や家庭での啓発活動、フィルタリングの普及に努めること。
7. 「いじめ」や「不登校」問題について
  - ① カウンセリング事業の一層の拡充を図り、子ども達の視点に立った学校づくりを推進するとともに、保護者・地域・関係団体との連携のもと、重層的な取り組みを推進すること。
  - ② いじめなど教育現場における諸問題に対処できる態勢を整えるために、まず教員が生徒に向き合い関わるができる時間の確保に努めること。
  - ③ 保護者・地域とともに教育を推進する態勢を確立するために、学校運営協議会を全学校に設置するよう努めること。
  - ④ いじめ被害者からの救援要請に、被害者と同世代の仲間集団（ピア・グループ）が支援にあたる「（仮称）京都版ピア・サポート」をモデル実施すること。
  - ⑤ 子どもを加害者にさせない取り組みを着実に行う、「いじめ防止プログラム（ピース・メソッド）」の導入を図ること。
8. 子どもの健康増進と体力向上のため、栄養教諭の配置を拡充し、「食育」の充実に努めること。また、学校給食における地産地消を推進すること。
9. 特別支援教育の核となる、特別支援教育コーディネーターを全校に配置するなど、充実した人員配置を行うこと。LD、ADHDをはじめ自閉症など、発達障がいのある児童生徒にきめ細やかな支援体制を整備すること。
10. 学校施設の環境にやさしいエコ化、情報化社会に対応したIT化などの環境整備を図ること。
11. 学校教育において、就労をはじめ、社会保障、司法等の教育による生徒の社会参画に係る啓発を図ること。
12. 文化・芸術に係る鑑賞機会を拡大するため、公演の充実に努めるとともに、その活動や人材育成への支援を拡充すること。

13. 平成23年開催の国民文化祭については、京都の特色を活かした内容にするとともに、府民の広範な参画が得られるよう取り組むこと。
14. プレスクール事業の実施においては、家庭や幼稚園・保育園との連携を密に推進すること。
15. 民族学校等の在日外国人学校に対する助成措置の充実に一層努めるとともに、施設の耐震化においても、その支援を図ること。
16. 定時制・通信制の再編整備については多様な教育の観点から、そのニーズを的確に捉え、時代に即したものとなるよう努めること。
17. 教職員の資質向上を図るため、養成から採用、研修に至る総合的で一貫性のある取り組みを一層推進すること。
18. 「文字・活字文化振興法」にもとづき、図書館の整備及び図書館司書または司書教諭の配置を促進すること。
19. 近年顕在化傾向のみられる排外主義的人権侵害事件に対し、迅速・毅然とした対策を講じること。
20. 京都式少人数教育については、教師の指導力向上を図りながら、着実に推進すること。

# 環境

1. 京都議定書約束期間（2008年～12年）の目標を確実に達成するため、オール京都として、温室効果ガス削減に取り組むとともに、具体的な環境施策を講じること。
2. 太陽光発電、次世代自動車、燃料電池等、環境・エネルギー技術について、京都の誇る先端技術を活かし、産学公が連携し、研究開発を促進すること。
3. 京都府の自然を考慮し、風力・波力・太陽光・小型水力・バイオマス等をはじめ、あらゆる再生可能エネルギーの利用の可能性を追求するとともに、数値目標を設定するなど、研究・開発に積極的に取り組み、実用化を図ること。
4. 太陽光発電においては、国及び市町村の助成策との整合性を図り、補助金、低利融資、利子補填など各種助成を拡充し、普及拡大に取り組むこと。
5. 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）の導入を図り、運輸部門の温室効果ガスの大幅な削減を図るとともに、京都の特性を活かした先駆的なEV・PHVタウンを構築すること。
6. 「グリーン家電エコポイント事業」の効果を踏まえ、国に対し引き続き事業の継続を求めること。
7. 「京都エコポイントモデル事業」については、府民に対しわかりやすく、利用しやすい制度への改善を図ること。
8. 府立学校・府立施設の環境に対する整備を推進するとともに、太陽光パネル設置をはじめとしたエコ改修に努めること。
9. 環境教育・環境啓発を促進するため、府立施設等において、ビオトープ、グリーンカーテン、太陽光発電、LEDなどの積極的な導入支援を推進すること。
10. 児童生徒の発達段階を踏まえた学校での環境教育を支援するとともに、「京都府高校生環境サミット」等その成果を発表する場の充実を図り、環境問題に対して、積極的な意識啓発を行うこと。
11. 京都らしいクールビズ、ウォームビズの発信を行い、産業分野での新しい開発を促進すること。
12. 都市部の緑を増やす数値目標を設定し、街路樹、公園植樹、ビルの屋上・壁面の緑化など都市緑化事業、ヒートアイランド対策を充実すること。
13. ISO14001やKESの認証取得など、企業の環境マネジメントシステムの導入を促進、支援すること。
14. 緑の公共事業等により、森林整備を積極的に推進するとともに、ウッドマイレージCO2認証制度の普及や京都モデルフォレスト運動の促進を図ること。
15. 京都版CO2排出量取引制度の創設にあたっては、企業の省エネや、CO2の吸収固定に寄与する森林整備が促進されること。

# 平和・人権・女性

1. 「平安京の地・文化と学問の都」である京都にふさわしい「京都学」の振興を図るとともに、「核兵器廃絶・平和創造」の積極的施策を発信する京都府政を確立すること。
2. 「21世紀人権の世紀」の英知の殿堂たる世界人権問題研究センターを擁する京都府から世界に対し人権への取組みを強く発信できるよう、人権教育への啓発・広報を更に強化すること。
3. 人権を尊重する家庭教育や学校教育、企業内研修などを促進するとともに、地域の協力のもと、女性・子ども・高齢者・障がい者に対する人権侵害を防ぐこと。また、シェルターの確保とともに相談体制の充実と被害者支援に努めること。
4. 女性の地位向上を図り、男女共同参画社会を実現するため、女性の安全、人権を守るための支援策を講じること。
5. 家庭支援総合支援センターの充実を図るとともに、府北部、南部地域における児童虐待やドメスティック・バイオレンス等の総合的相談機能の整備強化および、社会的ネットワークの促進を図ること。
6. 犯罪被害者支援体制の強化を図り、相談窓口の設置や関係機関の支援策を強化すること。
7. 性的マイノリティーの人々への偏見・差別を無くし、理解を深める啓発活動を行うとともに、人権相談体制を強化すること。
8. 児童ポルノについては、児童の人権を守るため、取り締まりを徹底し、京都府独自の単純所持の罰則を盛り込んだ条例を策定すること。あわせて、国へ法改正を求めること。
9. ワークライフバランス社会の実現のために、企業や働く者の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護等の社会的基盤づくりを積極的に実施すること。
10. 留学生の受け入れ環境整備を図るため、住宅確保や生活相談体制の整備、就労支援等について取り組むこと。
11. (財)京都府国際センターが、本府の国際化推進に一層役割を果たすため、同センターを軸に、国際協力や文化交流活動を推進すること。
12. 外国籍府民の人権擁護に取り組むとともに相談体制の拡充や支援策の充実を期すること。

# まちづくり

1. 広域道路網整備及び主要地方道、一般府道の改良整備などの道路整備事業は府民要望の最も強いものであり、工事着工区間の早期供用開始とともに、計画区間の早期事業化を図ること。
  - ① 雪寒地域道路事業の促進。
  - ② 市街地主要地方道、生活道路の部分拡幅（交差点右左折車線確保）。
  - ③ 歩道整備の促進及び道路標識の改良・整備の促進。
  - ④ 電線の地中化を計画的に促進すること。
2. 高齢者・障がい者をはじめ府民が安心できるまちづくりを目指し、道路、駅など各種施設のバリアフリー化を市町村と連携を図り一層促進すること。
3. 近年、多発しているゲリラ豪雨、台風等に備え、京都府が行う河川整備を着実にを行うとともに、ハード・ソフト両面において、各市町村と緊密な連携を図り、洪水・浸水対策を講じること。
4. 高齢者や障がい者、乳幼児の安全な移動ニーズに対応するため、また、過疎地域の生活に関わる交通手段を確保するため、コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド型交通、過疎地有償運送など、新たな生活交通システムの導入・実施の促進すること。
5. JR奈良線の完全複線化に早期に取り組むこと。
6. 交通混雑の解消や街づくりの計画的推進を図るため、鉄道網の整備促進とともに、踏切の立体化などの整備を促進すること。
7. 淀川水系の総合的な洪水対策を強化すること。
  - ① 危険度の最も高いとされる桂川においては、堤防強化など、河川整備を早期に促進すること。
  - ② 宇治川については、堤防強化や河道掘削工事を進める際に、観光や漁業に配慮すること。
  - ③ 木津川については、危険個所の整備を早急に実施すること。
  - ④ 古川・井川・名木川など、府内の内水氾濫に対応するため、地元市町と連携し、危険個所の整備を早急に進めること。
8. 道路の維持改修にあたっては、地球温暖化・気候変動・地域環境を考慮し、保水性、透水性、騒音対策などに適した多様な舗装を一層促進すること。
9. 住宅施策の拡充について
  - ① 府営住宅のケア住宅化を進め、高齢者及び障がい者のためにバリアフリー化をより一層促進すること。
  - ② 既設府営住宅の改修においては、スーパーリフォームやトータルリモデル事業などを計画的に推進し、さらに階段室型住宅のエレベーター設置など、質的充実を図るとともに、引き続き府営住宅地内に駐車場の整備を進めること。
  - ③ 家賃減額措置等を拡充するとともに、子育て世帯、年金生活者の安定居住に向けた支援策を強化できるよう国に求めること。府営住宅の照明などの環境整備にあたっては、太陽光パネルやLEDなどを使用し地球温暖化防止につながるものとする。
  - ④ 府営住宅の指定管理者制度については、住民並びに自治会等に対し制度の丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、住民サービスの向上に資すること。



10. 府が実施した分譲マンションの実態調査の結果を踏まえ、分譲マンション問題に関する相談体制の強化や情報提供・交換のための窓口を設置すること。また、マンション管理士の有効利用を図ること。
11. 関連企業と連携を図り、府内の地上デジタル放送、携帯電話、光ファイバーなど、難視聴地域・不感地域の解消対策に取り組むこと。

# 農林水産振興

1. 農林水産業支援として、新たな担い手確保と人材育成のため、参入希望者に対する就業相談や研修支援を強化するとともに、農商工連携による農業ビジネスに取り組む担い手の育成を図ること。
2. 収益性の高い農業経営の確立を図るため、ブランド京野菜等や宇治茶、京都肉等、京の特産品の生産振興策を一層強化するとともに、マーケティングや販路拡大などによる流通・消費喚起策などの充実を図ること。
3. 野菜・果樹の健康増進効果などの機能性をはじめ高付加価値化を支援し、優良品目、園地整備など経営支援を充実すること。
4. 畜産・酪農の生産基盤の強化を図るため、コントラクター（作業受託組織）の設立促進、家畜排せつ物のたい肥化施設の整備、バイオマスへの利用を促進すること。
5. 都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズムやセカンドスクールを拡充し、交流拠点の整備を図ること。
6. 社会的・地理的に不利な条件にある、中山間地域における農林業の活性化と振興策の充実のために財政支援を図るとともに、耕作放棄地の再生及び有効活用に取り組むこと。あわせて、体験・滞在型の「環境公園」など、具体的な施策の展開により、新たな地域づくりを推進すること。
7. 自然環境に配慮した減農薬・減化学肥料の栽培や、効率的な低コスト農業の実現と定着を目指し、環境保全型農業に関する研究の促進と普及・啓発に努めること。
8. 自然に配慮した林道整備の促進、間伐材の有効活用など、府内産木材の一層の利用促進を図ること。
9. 漁業の経営安定のため、収入変動影響緩和制度など、セーフティネット策の活用を推進すること。
10. 魅力ある漁村・活力ある漁業づくりのため、「海業」の各種施策を推進し、京都府の漁村・漁業振興を図ること。
11. つくり育てる漁業を推進するため、栽培漁業の振興を図るとともに、あわせて内水面漁業の振興を図ること。
12. IJUターンをはじめ、定住希望者の若者に対する新規就労に係る多様な支援策を推進すること。
13. 女性農業従事者の地位向上と、過重労働負担の解消を図る施策を講じること。
14. 学校給食や病院・介護施設、流通業者との連携による地産地消に対する施策を講じること。